

川棚高等学校 学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

1 学校いじめ防止基本方針

全生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に意欲的に取り組み、お互いの人格を尊重し、心が通い合う人間関係を構築する能力の涵養に努める。そのためには、学校内外でいじめが行われないようにし、自己肯定感や充実感が得られる学校づくりを目指すとともに、いじめが、いじめられた生徒の心身に大きな影響を及ぼす行為であることについて、生徒の理解を確実に進める。

2 いじめ対策委員会

「いじめ対策委員会」を下記の構成メンバーで組織し、いじめの防止・早期発見・措置等に組織的に対応するとともに、必要に応じて外部専門家の指導・助言を得たり、地域関係者との連携を図ったりしながら、いじめ問題に機能的に対処していく。

【構成メンバー】

校内組織「いじめ対策委員会」

○主管：育成部

○校内委員：管理職、育成部主任、カウンセラー、教務主任、保健主事、各学年主任、養護教諭、関係学級担任、関係部活動顧問等

○外部委員：学校評議員、保護者等代表、臨床心理士等の心理や福祉の専門家、スクールサポーター

3 学校いじめ防止基本方針の内容

(1) いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭や地域との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題として捉えられる子どもの自己指導能力の育成に努める。

ア 教職員の取組

- 特定の職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- 調査報告書やいじめ対策に係る事例集(文部科学省)及び「いじめ対策ハンドブック」等を活用した校内研修を実施するなどして、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、指導力向上に努める。
- 生徒の主体的な取組を通じて人権教育の充実を図るとともに、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。さらに、全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。
- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命を大切にする指導など、道徳性の育成に努める。
- 生徒と教職員及び生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、発達段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感の向上に努める。
- 「発達障害を含む障害のある生徒」「海外から帰国、または国際結婚などの外国とつながる生徒」「性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒」「震災や原発事故等で避難している生徒」など、特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の特性や状況を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の生徒に対して必要な指導を組織的に行う。
- 「いじめ対策委員会」について、校内委員による会議や、外部委員を含む会議を定期的に開催して、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向け、学校・保護者等・地域が一体となった取組を推進する。
- 「いじめ防止基本方針」は、入学時や年度始めに生徒・保護者等に説明したり、ホームページに公開したりして理解を得られるよう努めるとともに、各種便り等により、いじめの定義や考え方について理解を深める。

- 「いじめ防止基本方針」に基づく取組については、学校評価の評価項目に位置づけ、その取組を評価し、必要に応じて改善を図る。

イ 生徒の取組

- 「いじめは決して許されない」ことを理解し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度や心の通う人間関係を構築する態度を養う。
- 生徒会活動において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動など、主体的な取組を推進し、自己指導能力の向上に努める。

ウ 保護者等の取組

- 日頃から、いじめを許さない道徳心や命の大切さについて子どもと一緒に考える機会を持ち、子どもが悩み等を相談できるような雰囲気づくりに努める。

(2)いじめの早期発見

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

ア 教職員の取組

- 教職員による生徒の観察や情報交換、並びにいじめ悩み調査や個人面談を定期的かつ必要に応じて実施し、生徒がいじめを訴えやすい環境を作り、実態把握に努める。
- いじめの被害生徒や保護者等に対する支援、いじめの加害生徒に対する助言のあり方を工夫し、学校全体で連携・協働する体制を構築する。
- 生徒の悩みや相談を、より多く受け止めることができるように、PTA や地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。また、その充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を推進する。

○24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットラインなどの各種相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

イ 生徒の取組

○いじめの被害にあったり、いじめを目撃したりした場合は、すぐに教職員や保護者、友人に相談するなどして、早期対応を行う。

○必要に応じて、24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットラインなどの各種相談窓口を活用する。

ウ 保護者等の取組

○子どもから相談を受け、いじめと判断される場合は、早期に教職員へ相談するなどの措置に努める。必要に応じて、外部の関係機関とも連携を図る。

(3)いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒(関係生徒)を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。これらの対応は、教職員全員の共通理解、保護者等の協力、関係機関・専門機関と連携しつつ取り組む。

ア 教職員の取組

○遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。生徒や保護者等からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒(関係生徒)の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する。

- 発見・通報を受けた教職員はすぐに、「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導に取り組み、支援体制を確立する。
- 「いじめられた生徒」本人及び関係生徒等から事実関係の聴取を行い、家庭訪問等により確実な情報を保護者等へ伝える。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応や、いじめられた生徒に寄り添い支える体制づくりなど、被害生徒及びその保護者等への支援を行う。状況に応じて、心理・福祉等の外部専門機関の協力を得る。
- 「いじめたとされる生徒」に関しても、事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合は、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮を行うとともに、警察等、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者等へ伝え、継続的な助言を行う。
- アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞込みを行う。
- はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中から、いじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- 「いじめの解消」については、以下の2つの要件を踏まえ、組織的に判断する。また、解消した状況にあっても再発する可能性があることから、いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に観察する。

（要件1）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、県教育委員会又は「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、

被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（要件２）被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。教職員は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

○ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察等の関係機関と適切な連携を図る。

イ 生徒の取組

○いじめ問題においては、被害生徒や関係生徒の人権を守ることが最優先されることを十分理解した上で、「いつ、誰から、どのような態様であったか」など、いじめの背景や人間関係の問題に関する事実確認のための聴き取り調査に可能な限り協力する。

ウ 保護者の取組

○いじめ問題と認知した場合は、学校や関係機関と協力して、解決に向け取り組む。その際、個人情報やプライバシーには慎重に配慮する。

○子どもに対して、継続的な対応や心のケアを行い、学校生活への必要な支援を行うべく学校や関係機関との連携を深める。